

回 覧 令和3年11月15日(三股町) 代表☎: 52-1111

.
.

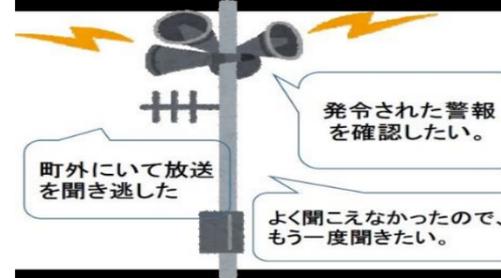
◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| 〈募集〉 | 1 | ◆介護支援専門員(ケアマネージャー)を募集します |
| 〈お知らせ〉 | | ◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？ |
| | 2 | ◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします |
| | 3 | ◆リサイクル・ごみの減量術を学ぼう！
消費生活無料セミナーを開催します
◆浄化槽は適正な維持管理を行ってください |
| | 4 | ◆12月4日～10日は人権週間です
◆宮崎県の最低賃金が時間額 821 円に改定されました |
| | 5 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ◎ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ◎ 放送内容を当日のみ確認できます。
- ◎ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| 〈農林畜産業関連〉 | 5 | ◆[かんしょ生産者の皆さんへ]
サツマイモ基腐病の防除対策(次作用)をとりましょう |
| | 6 | ◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 7 | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| 〈相談〉 | | ◆「行政相談」を実施します |
| | 8 | ◆「人権相談」を実施します
◆「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | 9 | ◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |
| 〈重要〉 | 10 | ◆三股町ふるさと納税のPRにご協力をお願いします |



募 集

◆介護支援専門員(ケアマネージャー)を募集します

町地域包括支援センターでは、ケアマネージャー(会計年度任用職員)を募集しています。希望する人は高齢者支援課地域包括支援センターにお問い合わせください。

■仕事内容 =

- ・要支援1・2のケアプラン作成業務
- ・その他、町地域包括支援センターに関する業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜) 祝日、12月29日～1月3日 特別休暇
募集人員	1名
給 与	月額 179,516円
諸 手 当	期末手当、通勤手当
雇用期間	契約日～令和4年3月31日 (社会保険・雇用保険あり)

■勤務地 =

町役場 高齢者支援課 地域包括支援センター

■応募条件 =

- ①介護支援専門員の資格を持っていること
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

★お申し込み・お問い合わせは、

高齢者支援課 地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9063(直通) お願いします。



お知らせ

◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めるための普及・啓発活動を行っています。

また11月30日は、「1130」の語呂合わせから「年金の日」です。「ねんきんネット」などを活用して自分の年金記録や年金見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしてみませんか。

ねんきんネットとは、パソコンやスマートフォンから自分の年金情報を手軽に確認できるサービスです。利用にはユーザー登録が必要です。

【ねんきんネットでできること】

- ・自分の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認



その他、再交付申請や持ち主不明記録の検索などさまざまな機能があります。詳しくは日本年金機構の公式サイトでご確認ください。



★お問い合わせは、

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎:0570-058-555 (専用ナビダイヤル)

☎:03-6700-1144 (050で始まる電話の場合)

をお願いします。

◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします



<ごみステーションでの収集>

種類	[年末](最終収集日)	[年始]
燃えるごみ	12月28日(火)	1月4日(火)
燃えないごみ	12月23日(木)	1月27日(木)
資源ごみ (空き缶・瓶)	12月16日(木)	1月20日(木)
資源ごみ (白色トレイ・ペットボトル)	12月9日(木)	1月13日(木)

※ごみステーションにごみを出すときは、①きちんと分別して、②指定ごみ袋に入れて、③収集日の午前8時までに出してください。

※ごみステーションの収集最終日以降は、それぞれのごみ処理施設に直接搬入してください。(ただし、12月30日まで)

※資源ごみは、各自治公民館のリサイクル集積所にも持ち込めます。



<個人での搬入>

種類・搬入場所	[年末]	[年始]
燃えるごみ 〈搬入場所〉 都城市クリーンセンター	12月30日(木)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ※ごみ処理手数料が掛かります ・家庭ごみ=50キログラムごとに250円	1月4日(火)から
燃えないごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 都城市リサイクルプラザ	12月30日(木)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ・家庭ごみ=300キログラム以下無料 ※超える場合20キログラムごとに110円	1月4日(火)から
埋め立てごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 一般廃棄物最終処分場	12月30日(木)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ・家庭ごみ=300キログラム以下無料 ※超える場合20キログラムごとに100円	1月4日(火)から

※各施設とも年末は特に混雑が予想されます。事前に分別をしっかりと行って、円滑なごみ処理にご協力ください。

★お問い合わせは、

都城市クリーンセンター ☎:45-6677
 都城市リサイクルプラザ ☎:36-3900
 環境水道課 環境保全係 ☎:52-9082(直通)
 一般廃棄物最終処分場 ☎:52-5424 お願いします。

◆リサイクル・ごみの減量術を学ぼう！ 消費生活無料セミナーを開催します

日常で使えるリサイクルやごみの減量術を学ぶことができるセミナーです。地球温暖化を防ぐために、まずは環境のことを知ることから始めましょう！

友達や家族で、一緒に参加してみませんか？

このセミナーは、町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターの共催です。

■日 時 = 12月19日(日) 午前10時～正午

■テーマ = 「リサイクル・ゴミ減量術～地球温暖化防止」

■講 師 = 環境保全アドバイザー 宮路 康久さん

■場 所 = 元気の杜(町社会福祉協議会内) 大会議室

■料 金 = 無料

■その他 = エコバッグやペンなどの配布もあります。

※マスク着用など、新型コロナウイルス感染症への対策にご協力ください。

参加は無料です。
気軽に参加してね！



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆浄化槽は適正な維持管理を行ってください

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。浄化槽が持つ本来の機能を発揮するために正しい使い方と適正な維持管理を行ってください。維持管理のため、浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査が義務づけられていますので、定期的の実施してください。

■保守点検 =

装置・付属機器の点検や修理、消毒剤の補充などを行います。一般的な浄化槽では年3回以上の実施が必要です。県に登録されている保守点検業者に委託してください。

■清 掃 =

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りや装置の洗浄などを行います。一般的な浄化槽では年1回以上の実施が必要です。町の許可を受けている清掃業者に委託してください。

■法定検査 =

保守点検や清掃が適切に行われ、浄化槽が正しく機能しているかどうか判定する検査です。設置後に実施する検査と毎年1回実施する検査があります。

※本町は浄化槽の法定検査受検率が県内ワースト4位と大変低いです。
きちんと受検しましょう。

★お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通) をお願いします。



◆12月4日～10日は人権週間です

■「人権週間」とは？

1948年(昭和23年)12月10日に、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。国際連合は、この日を記念して毎年12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけています。

これを受けて、法務省と全国人権擁護委員連合会では、この「人権デー」までの1週間を、「人権週間」と定め、全国各地域において人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動を行います。

■啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～

『「誰か」のこと じゃない。』

■こんなときは人権擁護委員にご相談を！

人権が侵害された、または侵害される恐れがある、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借り、そのほか家庭内の問題など、いろいろなことでお困りの人は

- ・人権擁護委員：月に1回 JR 三股駅多目的ホールで人権相談所を開設
- ・宮崎地方法務局都城支局 (☎:22-0490)
- ・全国共同人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(☎:0570-003-110)

へご相談ください。

相談は無料です。秘密は固く守られます。安心して気軽にお越しください！



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆宮崎県の最低賃金が時間額 821 円に改定されました

県の最低賃金が、10月6日(水)から「時間額 821 円」に改定されました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む県内で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金の算定をするときは、以下の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- ④精皆勤手当
- ⑤通勤手当
- ⑥家族手当



★お問い合わせは、
宮崎労働局労働基準部 賃金室
☎:0985-38-8836 をお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和3年10月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業(ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/FAX	0986-25-0300
受付日	月～金曜(土、日、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



より詳しい情報は で

農林畜産業関連

◆[かんしょ生産者の皆さんへ]

サツマイモ基腐病の防除対策(次作用)をとりましょう

昨年度にサツマイモ基腐病の発生が多かった北諸県地域内のほ場で、本年度の収量が激減しています。

さらなる発生を抑えるため、今できることに取り組みましょう。

収穫後に、本ぼの菌密度を減らす対策は次のとおりです。

■残さ(いも、つる)の持ち出し

・病原菌は、土壌中に残された前作の残さに存在し続けて、病原性は次作まで維持されます。

・病害に汚染された残さは、可能な限り、ほ場外に持ち出しましょう。

■残さ分解

・微生物が活発に働く条件(地温が15℃以上、適度な土壌水分)で、残さを細かく粉碎しましょう(耕うんスピードは最低、PTO回転は最高)。

⇒残さの持出・分解が不十分な場合は、次年度の作付けを見合わせましょう。

1年間隔を空けるだけでも、菌密度を抑える効果が期待できます。

(他品目の生産者とのほ場交換で、基腐病発生を抑えられます。)

■土壌消毒(本ぼ)

・土壌消毒くん蒸剤は、残さの中までは殺菌できません。必ず残さ分解してから、地温が確保できる時期に土壌消毒しましょう。

・高温時にくん蒸剤処理すると、ガスの気散が早く、効果が低くなります。

・バスアミドは、散布後、2回以上耕うんし、土壌混和をしましょう。

・クロルピクリンは、必ず被覆が必要です。

★お問い合わせは、

・北諸県農業改良普及センター

☎:38-1554

・農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)

をお願いします。



◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■12月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：12月8日(水)・12月22日(水) ≪午後1時30分～3時≫ ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 </div> ※分別は、右のページの表を確認してください。
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。

産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) お願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

先月、群馬県の養豚場において豚熱(CSF)の発生が確認され、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



相 談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に活かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります
ので、気軽にご相談ください。

期 日	12月6日(月)	12月20日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	12月2日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	たけのした ようこ たけのうち すずこ 竹之下 洋子、竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】12月 9日(木) 【都城市】12月24日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
- 都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月15日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246
をお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246
をお願いします。



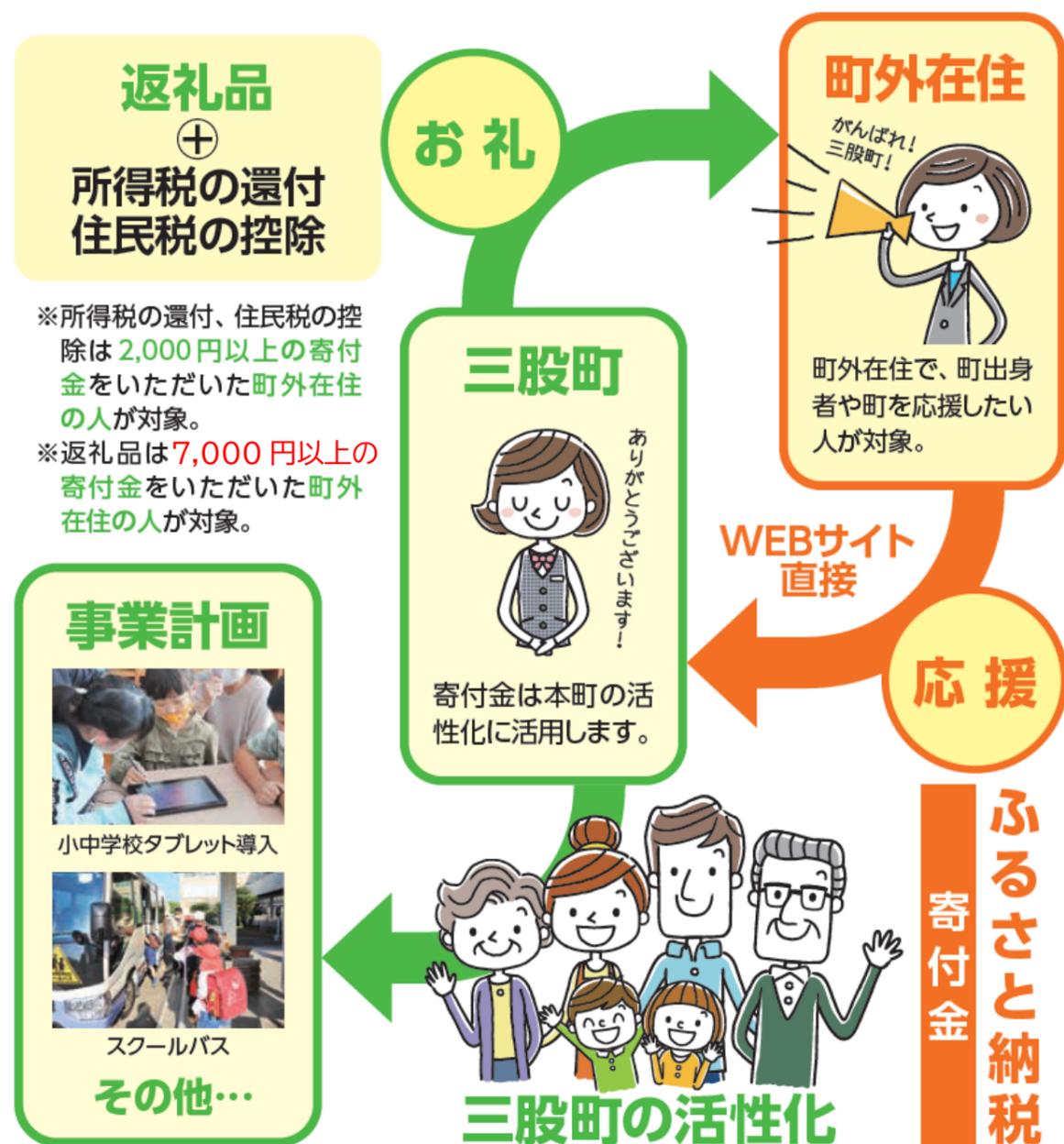
重 要

◆三股町ふるさと納税の PR にご協力をお願いします

「ふるさと納税制度」は、「ふるさとへの思い」や「町の発展」を寄付という手段で応援する制度です。寄付した金額のうち、2,000 円を超える部分が普段納めている住民税などから控除されます。(ただし、控除額には上限があります。)

寄付を受けた町は、活性化事業などに活用し、お礼として寄付者に町の特産品(宮崎牛、お米、ごま、陶器など)を返礼品として贈ります。

本町以外にお住いの家族や親戚、友人、知人などに対し「ふるさと納税」を通じて町の応援をいただけるよう、PRの協力をよろしくお願いします。



■町長メッセージ

本町では、ふるさと納税を「寄付の使い道」のように有効に活用しています。

町民の皆さまへお願いです。本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し、「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声かけ」をお願いできないでしょうか。魅力あるまちづくりの財源とし、農林商工業の活性化に努めていきます。皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

■寄付の使い道(活用事例)

本町では、ふるさと納税の際に、次の6つの使い道から一つ選ぶことができます。

- ①物産館の支援に関する事業
- ②産業・観光を振興する事業
- ③教育・文化振興のための事業
- ④子育て・高齢者福祉事業
- ⑤自然・環境保護に関する事業
- ⑥町長が必要と認める事業

令和3年度活用計画(予定)

- ◆長田小・梶山小へのスクールバス運行
 - ◆子ども医療費助成事業(中学生分)
 - ◆資源ごみ回収奨励補助事業
 - ◆三股町ふるさと森おこし補助事業
 - ◆観光協会補助事業
 - ◆物産館支援補助事業
- ほか

■ふるさと納税はこちらからお申し込みください

<p>ふるさとチョイス あなたの意思をふるさとに</p>	<p>三股町へのふるさと納税のお申込みはこちらから</p>	
<p>さとふる</p>	<p>三股町へのふるさと納税のお申込みはこちら</p>	
<p>地域から日本を元気に! 楽天ふるさと納税</p>	<p>三股町へのふるさと納税はこちらからどうぞ!</p>	

★お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係 ☎:52-9085

をお願いします。